

士幌町地域おこし協力隊募集要項

1 募集人数 2名

2 募集する活動内容等

番号	協力隊員の名称	活動内容	募集人員
1	有害鳥獣対策協力隊員	<ul style="list-style-type: none">・有害鳥獣対策に関する業務全般（被害状況調査、捕獲及び処分方法の調査研究、ヒグマ出没時の対応、その他）・士幌町鳥獣被害防止対策協議会の事務局支援・町猟友会との連携（イベント等への参加）	1名
2	ふるさと納税推進協力員	<ul style="list-style-type: none">・ふるさと納税に関する事務全般（申込受付、データ管理、文書の作成と発送、特産品の発注、その他）・町のふるさと納税および特産品の促進に関する業務	1名

3 勤務地

士幌町内（企業団体等へ派遣となる場合あり）

4 募集対象

次のすべての項目に該当する方とします。

- (1) 概ね満20歳以上50歳未満の方（性別は問いません）
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (3) 現在、三大都市圏、政令指定都市又は都市地域（条件不利地域を除く。）に在住し、士幌町地域おこし協力隊として発令された後、士幌町に住民票を異動して居住できる方
※詳しくはお問い合わせ下さい。
- (4) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲があり、地域住民と積極的にコミュニケーションを取れる方
- (5) 任用終了後も士幌町内において起業又は就労し、定住する意欲のある方
- (6) 普通自動車運転免許証を所持する方
- (7) パソコン操作（ワード、エクセル等）、SNS・ブログ作成などの情報発信ができる方
- (8) わな免許、第一種猟銃免許及び猟銃等所持許可の取得者又は採用後1年以内に取得する意欲のある方 ※ 1有害鳥獣対策協力隊員のみ

5 任用形態・任用期間

- (1) 任用の形態は、「士幌町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき町長が任用します。
(士幌町会計年度任用職員と同等の身分となります。兼業の場合は、許可制)
- (2) 任用期間は、任用された年度の3月31日まで

ただし、勤務の状況により最長3年までの延長が可能です。また、任用を延長する場合には、1年ごとの期間延長が可能です。

6 勤務時間など

(1) 勤務日は、原則として月曜日から金曜日までの5日間を基本とします。

ただし勤務する職種によりシフト表(勤務表)を採用し、土日祝日の勤務となる場合があります。

(2) 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分の範囲で、休憩時間を除き1日7時間30分、週37時間30分となります。ただし勤務する職種によりシフト表(勤務表)を採用し、早出・遅出勤務となる場合があります。

(3) 必要に応じて休日に勤務する場合があります。その場合は、勤務日に休日を振り替える処理となります。

7 休日・休暇

(1) 原則、土・日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

ただし勤務する職種によりシフト表(勤務表)を採用し、休日を変更する場合があります。

(2) 年次有給休暇は、1の年につき最大10日とします。その他、病気休暇、特別休暇あり。

8 給与

月額 217,064円 (支払日は毎月21日を原則とします。)

6月・12月に賞与あり

9 待遇・福利厚生

(1) 社会保険(健康保険・厚生年金)、労働保険(雇用保険・労災保険)等に参加します。(本人負担分があります。)

(2) 任用期間中の住居に係る賃借料は、土幌町で一部補助します。

(3) 光熱水費及び生活備品等は自己負担となります。

(4) 赴任する際の費用に対する助成があります。

10 申込(応募)受付期間

令和7年1月6日から2月7日まで

11 選考の流れ

(1) 応募方法

市販の履歴書に必要事項を記入し(顔写真貼付)、適宜様式で作成した、職務経歴書(志望の動機及び自己PRを記載)をご提出してください。

(2) 選考方法

・一次選考(書類選考)

書類選考を行い、提出期限のおよそ1週間後を目途に応募者全員に結果を通知します。必要に応じて電話等で問い合わせを行うことがあります。

・二次選考(面接試験)

第一次選考の合格者を対象に、随時面接を行います。詳細については、第一次選考の合格者にお知らせします。なお、面接に要する交通経費等は、自己負担とします。面接結果については、面接後1週間後を目途に結果を通知します。

=応募・お問い合わせ先=

〒080-1292 北海道河東郡士幌町字士幌 225 番地

士幌町役場 地域戦略課 まちづくり推進係

TEL : 01564-5-5212 (直通)

FAX : 01564-5-4304

E-mail : chousei@shihoro.jp